

国保と老人保健には このような制度があります

■国民健康保険加入者の方へ
有効期限が7月31日となっ

ている「国保高齢受給者証」「標準負担額減額認定証」「限度額適用・標準負担額減額認定証」の各制度について、概要と更新方法についてお知らせします。

【高齢受給者証】

▼概要
国民健康保険に加入されている方で、満70歳以上の方は、満70歳の誕生日月の翌月（1日生まれの方は誕生日月）から老人保健法の適用を受けるまでの間は、前期高齢者となり、高齢受給者証が交付されます。

▼更新方法

7月末に全ての前期高齢者の方に、新しい「高齢受給者証」を市役所から郵送しますので、お手元に届きましたら、住所、氏名、生年月日等をご確認のうえ、有効期限の切れた古い受給者証を、各支所住民課または市役所保険年金課へご返却ください。

【標準負担額減額認定証】

▼概要
国保加入者のうち、住民税が非課税世帯で、70歳未満老人保健法医療受給者は除くの方は、申請して認定されると入院時の食事代が申請月から減額されます。

▼更新方法

現在、「減額認定証」をお持ちの方には「更新に関するご案内」を送付しますので、内容をご確認いただき各支所住民課または市役所保険年金課で申請手続きを行ってください。また、上記の要件に該当しながら、現在、「減額認定証」をお持ちでない方は、受付を随時行っていますので、各支所住民課または市役所保険年金課で申請手続きを行ってください。

※この「減額認定証」は、入院時のみ使用できるものですので、必ず申請を行う必要はありません。

【限度額適用・標準負担額減額認定証】

所得区分	入院時の食事代（1食当たり）	
一般の方（住民税課税世帯）	260円	
減額認定証該当の方（住民税非課税世帯）	入院期間が90日未満	210円
	入院期間が90日以上	160円

▼概要
国保加入者のうち、70歳以上（老人保健法医療受給者は除く）の方で、低所得Ⅰまたは低所得Ⅱの方は、申請して認定されると申請月から1カ月当たりの自己負担限度額および入院時の食事代が減額されます。

▼お持ちいただくもの
国保の保険証
古い標準負担額減額認定証（お持ちの方）
印鑑（認印）
過去12カ月で90日以上入院されている場合はその領収書

※低所得Ⅰ：（住民税非課税世帯で、全ての世帯員の所得が一定基準以下の場合）
※低所得Ⅱ：（住民税非課税世帯の場合）

▼更新方法

現在、「限度額適用・減額認定証」をお持ちの方には「更新に関するご案内」を送付しますので、内容をご確認いただき各支所住民課または市役所保険年金課で申請手続きを行ってください。また、上記の要件に該当しながら、現在、「限度額適用・減額認定証」をお持ちでない方は、受付を随時行っていますので、各支所住民課または市役所保険年金課で申請手続きを行ってください。

※この「限度額適用・標準負担額減額認定証」は入院時のみ使用できるものですので、必ず申請を行う必要はありません。

老人保健で

医療を受けている方へ



■毎年負担割合の見直しを行います

医療費の一部負担割合（1割または2割（平成18年10月から3割））は、70歳以上の方および老人保健受給者の前年所得により判定（毎年8月）し、負担割合が変更になる方には新しい医療受給者証を交付します。（負担割合に変更がなければ、現在お持ちの医療受給者証はそのまま使ってください。）

■入院したとき一部負担金と食事代が減額されます

老人保健で医療を受けている方で、住民税非課税世帯に該当する方は、入院したときに窓口で支払う一部負担金と入院時の食事代が申請月から減額されます。この要件に該当する方は、必ず入院する前に手続きを行ってください。申請して認定されると、「限度額適用・標準負担額減額認定証」が交付されます。

所得区分	入院時および世帯単位の自己負担限度額（月額）	入院時の食事代（1食当たり）	
一般の方（住民税課税世帯）	40,200円 （平成18年10月から44,400円）	260円	
低所得Ⅱの方（住民税非課税世帯）	24,600円	入院期間が90日未満	210円
		入院期間が90日以上	160円
低所得Ⅰの方（住民税非課税世帯で年金受給額80万円以下または老齢福祉年金受給者）	15,000円	100円	

また、既に減額認定証をお持ちの方も、交付されている証の有効期限は平成18年7月31日ですので引き続き該当する場合は更新の手続きが必要ですので、各支所住民課または保険年金課で申請手続きを行ってください。

▼お持ちいただくもの

- ・老人保健医療受給者証
- ・保険証
- ・印鑑

認定されるとこのような減額を受けられます。（申請した月の初日から適用）

■問

- 保険年金課
- (25) 8137 マキノ支所 住民課
 - (27) 1122 今津支所 住民課
 - (22) 6827 安曇川支所 住民課
 - (32) 4402 高島支所 住民課
 - (36) 2010 朽木支所 住民課
 - (38) 2332

宝くじの収益金がまちづくりに活かされています

宝くじの収益金を地域づくりのために交付される(財)自治総合センターの「平成18年度コミュニティ助成金」を受けて、青柳区(安曇川町)では老朽化した御輿の修繕を、南市区(安曇川町)では子ども御輿の新調が行われました。ともに、地域の伝統文化を復活・継承することで、ますます「コミュニティ活動が活発化していく」でしょう。(自治共同参画)



サマージャンボ宝くじ

発売期間は、
平成18年 7月13日(木) から 平成18年 8月1日(火) まで

(財)滋賀県市町村振興協会